

平成29年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 健康福祉病院分科会

説明資料

	頁
【 所管事項説明 】	
1 私債権の放棄について	1
2 債権処理計画（平成28年度実績・平成29年度目標）について	
・平成28年度 債権処理計画（実績・総括票）	2
・平成28年度 債権処理計画（実績・個票）	3
・平成29年度 債権処理計画（目標・総括票）	5
・平成29年度 債権処理計画（目標・個票）	6
・未収金対策について	7
3 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について	8
【 議案補充説明 】	
1 認定第4号 平成28年度三重県病院事業決算 「決算審査意見に対する考え方について」	11

平成29年10月6日
病院事業庁

【所管事項説明】

1 私債権の放棄について

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」第14条第2項の規定に基づき、平成28年度末までに消滅時効の期間が経過し、債務者が時効の援用をしていない債権のうち、4件、73万7,240円について、債務者が生活保護を受給していることから、強制執行をすることによって、その債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあると認められるため、債権を放棄しました。

放棄の事由等

私債権の種類	放棄の事由	件数	債権額
県立病院使用料等	条例第14条第2項第2号 (強制執行により債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがある)	4件	737,240円

《参考：三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（抜粋）》

（私債権の放棄）

第十四条 （第1項 略）

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。
- 二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明であるとき。

2 債権処理計画（平成28年度実績・平成29年度目標）について

様式(実績2)

平成28年度 債権処理計画(実績・総括票)

1 部局長等名	病院事業庁長
2 取りまとめ担当課名	県立病院課

滞納債権の現状

3 平成28年度実績

債権の性格	種別	A 平成27年度 実績	B 当初 (平成27年度末)	C 平成28年度 目 標 (28年度発生分を除く。)			D 実績(平成28年度末) (28年度発生分を除く。)				E 28年度発生分 期末残高	F 平成28年度末 B-D+E	主な債権		
		処理額	未済額	処理額	回収率・整理率		処理額	回収率・整理率		目標達成率	金額	金額			
		処理件数	未済件数	処理件数	全体比 C/B(%)	前年比 C/A(%)	処理件数	全体比 D/B(%)	前年比 D/A(%)	D/C(%)	件数	件数			
3-1 強制徴収 公債権	回収対象	0円		0円	回収率		0円	回収率							
		0件		0件	回収率		0件	回収率							
	整理対象	0円		0円	整理率		0円	整理率							
		0件		0件	整理率		0件	整理率							
	計	0円	0円	0円	処理率		0円	処理率			0円	0円			
		0件	0件	0件	処理率		0件	処理率			0件	0件			
3-2 非強制徴収 公債権	回収対象	0円		0円	回収率		0円	回収率							
		0件		0件	回収率		0件	回収率							
	整理対象	0円		0円	整理率		0円	整理率							
		0件		0件	整理率		0件	整理率							
	計	0円	0円	0円	処理率		0円	処理率			0円	0円			
		0件	0件	0件	処理率		0件	処理率			0件	0件			
3-3 私債権	回収対象	4,104,781円		4,674,171円	回収率	113.9	4,600,540円	回収率	112.1	98.4					
		34件		20件	回収率	58.8	27件	回収率	79.4	135.0					
	整理対象	63,480円		2,844,175円	整理率	4,480.4	3,407,355円	整理率	5,367.6	119.8					
		1件		2件	整理率	200.0	5件	整理率	500.0	250.0					
	計	4,168,261円	80,683,028円	7,518,346円	処理率	9.3	8,007,895円	処理率	9.9	192.1	106.5	4,154,665円	76,829,798円		
		35件	524件	22件	処理率	4.2	32件	処理率	6.1	91.4	145.5	40件	532件		
合計	回収対象	4,104,781円		4,674,171円	回収率	113.9	4,600,540円	回収率	112.1	98.4					
		34件		20件	回収率	58.8	27件	回収率	79.4	135.0					
	整理対象	63,480円		2,844,175円	整理率	4,480.4	3,407,355円	整理率	5,367.6	119.8					
		1件		2件	整理率	200.0	5件	整理率	500.0	250.0					
	計	4,168,261円	80,683,028円	7,518,346円	処理率	9.3	8,007,895円	処理率	9.9	192.1	106.5	4,154,665円	76,829,798円		
		35件	524件	22件	処理率	4.2	32件	処理率	6.1	91.4	145.5	40件	532件		

【所管事項説明】

様式(実績1)

平成28年度 債権処理計画(実績・個票)

1 債権名	県立病院使用料等
2 債権の性格	私債権
3 債権の概要	県立病院で診療、処置等を受けた者が納付しなければならない使用料等(三重県病院事業条例)
4 滞納となった要因等	患者の生活困窮
5 部局長等名	病院事業庁長
6 所管課等名	県立病院課

7 取組方針	回収対象債権について、積極的に納付の督促等を実施する。
8 取組成果	債務者に対して、書面、電話、臨戸訪問等により督促等を行い早期の納付を促すとともに、支払督促や弁護士への回収業務委託も実施した。 そうした結果、平成28年度中において約460万円の債権を回収することができた。

【所管事項説明】

滞納債権の現状

9 平成28年度実績

3

債権の性格	種別	A 平成27年度実績	B 当初(平成27年度末)	C 平成28年度目標(28年度発生分を除く。)			D 実績(平成28年度末)(28年度発生分を除く。)				E 28年度発生分期末残高	F 平成28年度末B-D+E	
		処理額	未済額	処理額	回収率・整理率		処理額	回収率・整理率		目標達成率	金額	金額	
		処理件数	未済件数	処理件数	全体比C/B(%)	前年比C/A(%)	処理件数	全体比D/B(%)	前年比D/A(%)	D/C(%)	件数	件数	
9-3	回収対象	4,104,781 円		4,674,171 円	回収率	113.9	4,600,540 円	回収率	112.1	98.4			
		34 件		20 件	回収率	58.8	27 件	回収率	79.4	135.0			
私債権	整理対象	63,480 円		174,060 円	整理率	274.2	737,240 円	整理率	1,161.4	423.6			
		1 件		1 件	整理率	100.0	4 件	整理率	400.0	400.0			
計	計	4,168,261 円	78,012,913 円	4,848,231 円	回収率	6.2	5,337,780 円	回収率	6.8	128.1	110.1	4,154,665 円	76,829,798 円
		35 件	523 件	21 件	回収率	4.0	60.0	31 件	回収率	5.9	88.6	147.6	40 件

様式(実績1)

平成28年度 債権処理計画(実績・個票)

1 債権名	契約解除に係る違約金
2 債権の性格	私債権
3 債権の概要	委託業者の廃業(破産)により契約を解除したことによる違約金(三重県病院事業庁会計規程)
4 滞納となった要因等	業績不振
5 部局長等名	病院事業庁長
6 所管課等名	県立病院課

滞納債権の現状

9 平成28年度実績

債権の性格	種別	A 平成27年度実績	B 当初(平成27年度末)	C 平成28年度目標(28年度発生分を除く。)			D 実績(平成28年度末)(28年度発生分を除く。)				E 28年度発生分期末残高	F 平成28年度末B-D+E
		処理額	未済額	処理額	回収率・整理率		処理額	回収率・整理率		目標達成率	金額	金額
		処理件数	未済件数	処理件数	全体比C/B(%)	前年比C/A(%)	処理件数	全体比D/B(%)	前年比D/A(%)	D/C(%)	件数	件数
9-3 私債権	回収対象	0円		0円	回収率		0円	回収率				
		0件		0件	回収率		0件	回収率				
	整理対象	0円		2,670,115円	整理率		2,670,115円	整理率		100.0		
		0件		1件	整理率		1件	整理率		100.0		
	計	0円	2,670,115円	2,670,115円	処理率	100.0	2,670,115円	処理率	100.0	100.0	0円	0円
		0件	1件	1件	処理率	100.0	1件	処理率	100.0	100.0	0件	0件

7 取組方針	現在、債務者が破産手続中であり、破産管財人との連絡窓口である出納局を通じ当該手続の状況を把握し、裁判所の決定を待って適正に債権処理を行う。
8 取組成果	平成28年7月20日に債務者が破産し、収納不能となったことから、三重県病院事業庁会計規程第33条の規定により不納欠損処分を行った。

【所管事項説明】

4

様式(目標2)

平成29年度 債権処理計画(目標・総括票)

1 部局長等名	病院事業庁長
2 取りまとめ担当課名	県立病院課

滞納債権の現状

3 平成29年度目標

債権の性格	種別	A 平成28年度末	B 平成29年度 目標 (29年度発生分を除く。)			C 平成29年度当初に存在する債権にかかる平成28年度処理額 (28年度発生分を除く。)	主な債権
		未済額	処理額	回収率・整理率		処理額	
		未済件数	処理件数	全体比 B/A(%)	前年比 B/C(%)	処理件数	
3-1 強制徴収 公債権	回収		0 円 0 件	回収率		0 円 0 件	
	整理		0 円 0 件	整理率		0 円 0 件	
	計	0 円 0 件	0 円 0 件	処理率		0 円 0 件	
3-2 非強制徴収 公債権	回収		0 円 0 件	回収率		0 円 0 件	
	整理		0 円 0 件	整理率		0 円 0 件	
	計	0 円 0 件	0 円 0 件	処理率		0 円 0 件	
3-3 私債権	回収		5,277,035 円 35 件	回収率	114.7 129.6	4,600,540 円 27 件	県立病院使用料等
	整理		2,675,545 円 15 件	整理率	362.9 375.0	737,240 円 4 件	
	計	76,829,798 円 532 件	7,952,580 円 50 件	処理率	10.4 9.4	5,337,780 円 31 件	
合計	回収		5,277,035 円 35 件	回収率	114.7 129.6	4,600,540 円 27 件	
	整理		2,675,545 円 15 件	整理率	362.9 375.0	737,240 円 4 件	
	計	76,829,798 円 532 件	7,952,580 円 50 件	処理率	10.4 9.4	5,337,780 円 31 件	

※ 前年度に完済した債権は、現年度の債権処理計画(目標)を作成しないことから、C欄に含まれません。
完済した債権を含む前年度の債権処理実績は、別冊「債権処理計画(実績)」でまとめています。

【所管事項説明】

未収金対策について

過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止と回収の両面から対策を進めています。

1 発生防止対策

(1) 早期相談の促進

入院時の説明の際に、入院費用の説明書に加えて高額療養費制度に関する説明書等を併せて渡し、診療費用の支払に関する早期相談の促進に努めています。

(2) 公費負担制度の説明と申請のサポート

診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、公費負担制度の説明及び申請のサポートを行っています。

(3) 院内各部署における連携、情報共有化

病棟、会計、地域連携室等において、患者の支払いに関する情報共有を徹底しながら、早期の対応（面談、早期支払いの働きかけ等）を行うよう努めています。

2 回収対策

(1) 保証人を含めた督促・催告の実施

文書及び電話等による督促・催告を、本人に加えて連帯保証人等に対しても継続的に行っています。

(2) 法的措置の実施

病院からの督促にも応じず、理由なく支払わない者については、裁判所が債権者に代わって債務者へ請求を行う制度（支払督促）の活用や、給与の差押などの強制執行を行っています。

(3) 弁護士法人への回収業務委託

県独自の対応で回収が困難なものについては、弁護士法人へ回収業務を委託しています。

【過年度医業未収金の状況】

(単位：千円、件)

	平成27年度	平成28年度	H28-H27
前年度 期末残高 A	35,054	78,013	42,959
当年度 発生額 B	5,408	4,155	△1,253
減額処理 復元額(※) C	41,719	0	△41,719
当年度 減少額 D	4,168	5,338	1,170
回収	4,105	4,601	496
不納欠損	63	737	674
当年度 期末残高 (A+B+C) - D	78,013	76,830	△1,183
当年度 期末件数	523	532	9

※「減額処理 復元額」とは、これまで実施してきた、回収することが極めて困難な未収金を貸借対照表上の資産としての計上から除外する取扱い（会計上の減額処理）を、平成27年度に廃止し、貸借対照表上の資産へ復元したものです。

千円未満四捨五入のため、合計額や差額が合わない場合があります。

3 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について

第3-2号様式(条例第8条第1項関係)

補助金等の交付実績

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	事務事業名	補助金等の名称	補助事業者等の氏名	交付額	交付の根拠	課(室)名	備考
1	志摩病院運営事業費	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療振興協会	485,780	三重県立志摩病院の管理に関する基本協定書	県立病院課	
2	同上	経営基盤強化交付金	同上	251,857	同上	同上	
3	同上	特例措置交付金	同上	28,010	県立志摩病院に移行する職員に対する給与の特例措置に関する覚書及び県立志摩病院に移行する医師に対する給与の特例措置に関する覚書	同上	

※平成28年度に交付した1千万円以上の補助金等

補助金等評価結果調書

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

【所管事項説明】

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
28-1	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	484,703	485,780	<p>(根拠) 三重県立志摩病院の管理に関する基本協定書</p> <p>(公益性) 志摩地域の中核病院である県立病院として指定管理者制度導入後においても県民に良質で満足度の高い医療を安定的・継続的に提供するためのものであり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 地方公営企業法等で定める一般会計が負担すべき経費として当該交付金を指定管理者に交付することで安定的な政策医療の実施を担保するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 指定管理者の運営のもと、当該交付金により志摩地域の中核病院として、安定的・継続的な医療の提供に寄与することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 政策的医療の実施等に係る費用として、県が病院運営を行う場合に適用している一般会計から地方公営企業会計への繰出金の算定基準に基づき交付しているものであり、適当である。</p>	県立病院課	

※平成28年度に交付した7千万円以上の補助金等

補助金等評価結果調書

(部局名: 病院事業庁) (単位: 千円)

【所管事項説明】

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
28-2	経営基盤強化交付金	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	94,859	251,857	<p>(根拠) 三重県立志摩病院の管理に関する基本協定書</p> <p>(公益性) 志摩地域の中核病院である県立病院として指定管理者制度導入後においても県民に良質で満足度の高い医療を安定的・継続的に提供するためのものであり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 指定管理者の経営基盤の強化を図ることにより、県立病院としての安定した医療の提供を確保するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 指定管理者の運営のもと、当該交付金により志摩地域の中核病院として、安定的・継続的な医療の提供に寄与することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 指定管理者による病院運営において生じた経常損失の相当額を交付するものであり、適当である。</p>	県立病院課	

※平成28年度に交付した7千万円以上の補助金等

1 認定第4号 平成28年度三重県病院事業決算
「決算審査意見に対する考え方について」

項目 (1)	平成28年度決算と新たな中期経営計画の推進について	意見書 2頁
意見	<p>平成28年度病院事業会計の経常収支及び総収支は、いずれも約1億1,177万円の黒字となっており、27年度決算に比べてそれぞれ約3,958万円、約3,683万円増加している。</p> <p>しかしながら、医業収支は赤字であり、また、当年度未処理欠損金（累積欠損金）は、前年度に比べ改善したものの、約92億円と多額であることから、引き続き、経営の健全化に努められたい。</p> <p>また、三重県地域医療構想等をふまえた、新たな中期経営計画（平成29～32年度）が策定されたので、各病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、計画を着実に推進されたい。</p>	

1 経営の健全化について

病院事業会計においては、平成16年度から導入された新医師臨床研修制度による地域の医師不足に伴う各病院の診療体制の縮小や、診療報酬のマイナス改定などによる影響を受け、経営状況が悪化したことから、多額の累積欠損金が発生しています。

こうした中で、現在の医療の方向性として、入院診療から関係機関等の連携による地域での包括的な支援へと転換が進められており、各病院が病床稼働率を向上させることは難しい状況にありますが、平成28年度決算においては、医業収支は赤字ではあるものの、経営努力により直営2病院とも純利益を計上することができました。

今後も引き続き、一層の患者確保や費用削減に取り組み、経営の健全化に努めてまいります。

2 中期経営計画の着実な推進について

中期経営計画の着実な推進を図るため、計画期間中の各年度の目標値を設定し、業務マネジメントツールである「バランス・スコアカード（BSC）」により進捗管理を行っています。

また、計画に掲げた取組については、毎月、各病院との会議を通じて、取組状況や目標値に対する達成状況を適宜把握するとともに、随時、具体的な取組の検討・協議を行っているところであり、引き続き各病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、計画の着実な推進に努めてまいります。

<p>項目 (1) ーア</p>	<p>平成 28 年度決算と新たな中期経営計画の推進について (こころの医療センター)</p>	<p>意見書 4 頁</p>
<p>意見</p>	<p>経常収支、総収支ともに約 2,569 万円の黒字となっているものの、前年度に比べそれぞれ約 2,432 万円、約 2,568 万円減少している。これは、医業収益が減少したことなどによるものである。</p> <p>このため、入院・外来患者の確保はもとより、適切な病床運用による稼働率と診療単価の向上などにより、医業収益の増加に努められたい。</p> <p>また、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性をふまえ、精神科医療の中核病院としての役割を担うとともに、地域生活支援施設の運用等による外来患者に対する支援を図るなど、多様な医療ニーズに応じたサービスの提供に努められたい。</p>	

1 医業収益の増加について

精神科医療における「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という方向性の中で、こころの医療センターにおいても、長期入院患者の社会復帰の促進を図ってきていることから、入院患者を確保することは難しい状況にあります。

このような状況の中、平成 28 年度においては、救急患者の積極的な受入れや病診連携の推進、また、訪問看護の積極的な推進などに取り組み、医業収益の確保に努めました。

今後も引き続き、患者の症状に応じた適切な病床運用の推進により病床稼働率や診療単価の向上を図るとともに、積極的な訪問看護の推進や平成 29 年 3 月に開設した地域生活支援施設を活用したデイケアの充実により外来患者数を確保するなど、医業収益の増加に努めてまいります。

2 多様な医療ニーズに応じたサービスの提供について

県内の精神科医療における中核病院として、精神科救急・急性期医療等の政策的医療や認知症治療、アルコール依存症治療、精神科早期介入などの専門的医療を提供するとともに、研修医や看護実習生等を積極的に受け入れるなど、県内の精神科医療人材の育成にも取り組んでいます。

また、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という方向性の中で、入院診療においては、入院時から退院を視野に入れた多職種による支援を行いながら、適切な治療を進め、早期の退院を図っています。外来診療においては、患者の生活能力の向上を図るとともに、在宅での生活において継続して治療が行えるよう、デイケアプログラムや訪問看護の充実など地域生活支援に向けた取組を積極的に進め、入院から退院、在宅まで切れ目のない治療を提供しています。

今後も引き続き、これらの取組を推進し、多様な医療ニーズに応じたサービスの提供に努めてまいります。

<p>項目 (1) ーイ</p>	<p>平成 28 年度決算と新たな中期経営計画の推進について (一志病院)</p>	<p>意見書 4 頁</p>
<p>意見</p>	<p>経常収支、総収支とも約 8,830 万円の黒字となっており、前年度に比べそれぞれ約 6,085 万円、約 6,103 万円増加している。これは、入院収益や外来収益の増加に加え、津市からの受託料が増加したことなどによるものである。</p> <p>引き続き、入院・外来患者や健康診断等の受診者の確保に努め、収益の増加につなげるとともに、材料費や経費の費用縮減を図り、健全経営に努められたい。</p> <p>また、過疎化、高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、幅広い臨床能力を有する総合診療医（家庭医）の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、地域の予防医療や在宅療養支援に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。</p>	

1 経営の健全化について

医療・介護・予防等の多職種による連携会議等の開催など、地域の診療所、消防機関及び福祉施設との連携等により、入院患者及び外来患者の確保に取り組むとともに、住民向けの健康教室、出前講座等を通じて予防医療に対する意識の向上を図りながら、住民健診、人間ドック及びがん検診の受診者数確保にも積極的に取り組み、収益の増加につながるよう努めています。

また、職員一人ひとりのコスト意識を徹底し、材料費、経費等の費用の縮減にも引き続き取り組んでいるところです。

今後も、収益の増加と費用の縮減を図り、一層の経営健全化を進めてまいります。

2 地域に最適な医療サービスの安定的な提供について

高齢化が進み、医療資源が十分でない津市白山・美杉地域においては、幅広い臨床能力を有する総合診療医（家庭医）による診療並びに予防医療及び在宅療養支援の取組が重要となっています。

このことから、三重大学と密接に連携を図りながら積極的に研修医や医学生を受け入れるなど、総合診療医（家庭医）の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、当該地域における予防医療に対する意識の向上及び住民健診等受診者の確保並びに通院が困難な患者に対する訪問診療、訪問看護等による在宅療養支援に取り組んでいるところです。

今後も、総合診療医（家庭医）の育成に積極的に取り組むとともに、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努めてまいります。

<p>項目 (1) ーウ</p>	<p>平成 28 年度決算と新たな中期経営計画の推進について (志摩病院)</p>	<p>意見書 4 頁</p>
<p>意見</p>	<p>志摩病院では、平成 24 年度以降、指定管理者制度を導入している。 平成 28 年 2 月から伊勢志摩区域で不足している回復期機能を確保するための地域包括ケア病棟を稼働している。 また、内科系においては、平成 28 年 5 月から 24 時間 365 日の救急受入態勢を実現したところであるが、外科系における救急受入態勢や、産婦人科など一部診療科における常勤医師の配置などが進んでいない。 このような状況をふまえ、指定管理者と十分な連携を図り、常勤医師の配置やさらなる救急受入態勢の拡充など診療機能の充実強化に取り組むとともに、回復期機能も有する地域の中核病院としての役割を果たすよう努められたい。</p>	

1 診療機能の充実について

志摩病院の診療機能については、指定管理者制度導入後、常勤医師の確保に努め、入院診療体制や救急医療体制などの段階的な回復を図るとともに、地域医療構想において、伊勢志摩区域については回復期機能の一層の充実が求められている中で、回復期機能を有する地域包括ケア病棟を平成 28 年 10 月に拡充するなど、医療を取り巻く環境の変化にも的確に対応しているところです。

こうした中で、指定管理者とともに三重大学への継続した派遣要請を行ってきた結果、平成 29 年 7 月から整形外科の常勤医師 1 名が増員され、診療機能の充実が図られたところです。しかしながら、全国的な医師不足の影響等もあり、常勤医師の配置が進んでいない診療科もあることから、指定管理者が運営する他病院からの支援や複数の非常勤医師により、各診療科の機能確保に努めているところです。

今後も引き続き、指定管理者に医師配置の充実を要請していくとともに、病院事業庁としても、三重大学への派遣要請を行うなど、指定管理者と十分な連携を図り、地域の中核病院としての役割を果たせるよう、診療機能の充実強化に取り組んでまいります。

項目 (2)	未収金の回収と発生防止について	意見書 7頁
意見	<p>平成 28 年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）は、前年度と比べて約 118 万円減少し、約 7,683 万円となっている。</p> <p>未収金の回収については、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託等を行っており、平成 28 年度中に約 460 万円を回収しているところであるが、引き続き、回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、平成 28 年度においては、約 416 万円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。</p>	

1 未収金の回収と発生防止について

過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止と回収の両面から対策を進めています。

今後も、各病院からの債務者への督促・催告に加え、法的措置や回収業務委託も活用して対応するなど、効果的な対策を推進してまいります。

なお、発生防止及び発生後の回収対策の主な取組は、次のとおりです。

(1) 発生防止対策

- ①入院時の説明の際に、入院費用の説明書に加えて高額療養費制度に関する説明書等を併せて渡し、診療費用の支払に関する早期相談の促進に努めています。
- ②診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、公費負担制度の説明及び申請のサポートを行っています。
- ③病棟、会計、地域連携室等において、患者の支払いに関する情報共有を徹底しながら、早期の対応（面談、早期支払いの働きかけ等）を行うよう努めています。

(2) 回収対策

- ①文書及び電話等による督促・催告を、本人に加えて連帯保証人等に対しても継続的に行っています。
- ②病院からの督促等にも応じず、理由なく支払わない者については、裁判所が債権者に代わって債務者へ請求を行う制度（支払督促）の活用や、給与の差押などの強制執行を行っています。
- ③県独自の対応で回収が困難なものについては、弁護士法人へ回収業務を委託しています。